

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的利益を重視しております。企業が長期的に企業価値を高めていくためには、「お客様」(お取引先や地域社会等)を満足させること、そして、お客様を満足させる良い製品を作るためには、優れた従業員の企業貢献意欲が必要となります。

当社は、株主の皆様より提供された資本を安全に、正確かつ有効に活用し、公正な収益を生み出し、その企業利益を「株主の皆様」、「お客様」、「従業員」へ適正に配分すること、つまり、企業のさまざまな利害関係者に共通の企業利益を極大化することを企業の目的とし、経営の意思決定を行う際には、これらの利害関係者を公平にかつ同等に考慮する多元的な企業概念に基づいて経営を行い、企業価値・株主価値の増大を目指しコーポレート・ガバナンスや経営の透明性が有効に発揮するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
渡邊 淳	957,300	7.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505268	721,200	5.96
渡邊 和義	509,520	4.21
株式会社みずほ銀行	460,416	3.81
SIX SIS LTD.	451,800	3.73
東京海上日動火災保険株式会社	264,000	2.18
アイエムティー株式会社	240,000	1.98
吉田 喜一	139,300	1.15
渡邊 信義	98,200	0.81
渡邊 敏郎	89,300	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、2019年3月31日現在のものです。
発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下は切り捨てて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
長井正和	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

長井正和		<p>「当該社外取締役の独立性に関する当社の考え方」</p> <p>社外取締役は、社会的に公正な視点で、取締役会の決議および取締役の職務遂行が妥当なものかを監督する役割を担っており、独立性が確保されている事は極めて重要と考えております。</p> <p>「現在の社外取締役の選任理由」</p> <p>長年にわたり電子機器企業に携わった国際的経験から、その専門知識と経験を基に、当社で機動的な意思決定の際に能力を活かして頂き、豊富な経験から、取締役会の職務遂行が妥当なものかを監督して頂く為に、社外取締役として選任いたしました。</p> <p>「当社社外取締役を独立役員に指定した理由」</p> <p>社外取締役として、当社の親会社、子会社や主要な取引先の業務遂行者等ではないので当社と独立的な関係が確保されており、当社より役員報酬以外の金銭やその他の財産を取得しておらず、当社の主要株主に当たらない為、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定をいたしました。</p>
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および会計監査人は、緊密な相互連携を保ち、期初の監査方針の協議等、積極的に協議、相互報告、情報および意見交換を随時行い、より効率的かつ効果的な監査に努めております。監査役は、会社の業務および財産の状況の調査等の監査職務遂行にあたり、内部監査部門から報告を求めるだけでなく、必要に応じて同部門と共同して監査を行うなど、同部門と緊密な相互連携を保ち、より効率的かつ効果的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
南出浩一	公認会計士													
厨川常元	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 ）」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南出浩一			<p>「当該社外監査役の独立性に関する当社の考え方」</p> <p>社外監査役は、社会的に公正な視点で、取締役会の決議および取締役の職務遂行が妥当なものかを監督する役割を担っており、独立性が確保されている事は極めて重要と考えております。</p> <p>「現在の社外監査役の選任理由」</p> <p>公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社取締役会の職務遂行が妥当なものかを指導・監督して頂く為に、社外監査役として選任いたしました。</p> <p>「当社社外監査役を独立役員に指定した理由」</p> <p>社外監査役として、当社の親会社、子会社や主要な取引先の業務遂行者等ではないので、当社と独立的な関係が確保されており、当社より役員報酬以外の金銭やその他の財産を取得しておらず、当社の主要株主に当たらない為、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定をいたしました。</p>
厨川常元			<p>「当該社外監査役の独立性に関する当社の考え方」</p> <p>社外監査役は、社会的に公正な視点で、取締役会の決議および取締役の職務遂行が妥当なものかを監督する役割を担っており、独立性が確保されている事は極めて重要と考えております。</p> <p>「現在の社外監査役の選任理由」</p> <p>大学教授として、当社の属する業界の技術について指導的存在であるばかりでなく、民間会社への経営指導の経験も豊富なことから、当社取締役会の職務遂行が妥当なものかを指導・監督して頂く為に、社外監査役として選任いたしました。</p> <p>「当社社外監査役を独立役員に指定した理由」</p> <p>社外監査役として、当社の親会社、子会社や主要な取引先の業務遂行者等ではないので、当社と独立的な関係が確保されており、当社より役員報酬以外の金銭やその他の財産を取得しておらず、当社の主要株主に当たらない為、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定をいたしました。</p>

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は業績連動型報酬制度として利益連動報酬を、また、譲渡制限付株式報酬制度を取締役に適用しています。詳細につきましては【取締役報酬関係】の項に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役報酬の開示を、有価証券報告書にて、役員区分ごと報酬等の種類別に開示しております。役員ごとの報酬の開示は、報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役および監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり方針を定めております。

1. 取締役

取締役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際し基酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位および職責に応じて決定しております。

2. 監査役

監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

・業績連動報酬の導入について

当社は、2015年5月18日開催の取締役会において、株主総会で承認いただいた取締役の報酬限度額の範囲内で取締役の報酬の一部を、業績連動報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与)とすることを決議いたしました。

具体的には、2016年3月期以降に支給する業績連動報酬について下記の算定方法を適用いたします。この算定方法につきましては、監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

なお、支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員である取締役で、社外取締役、監査役は含んでおりません。また、支給時期は、株主総会の日以後1ヶ月以内に支給することといたします。

(算定方法)

・業績連動報酬の総額は、業績連動報酬控除前の連結営業利益の5%とする。(円未満切捨て)

・業績連動報酬の指標として連結営業利益を選択いたしましたのは、連結営業利益が、グループ全体の生産性及び販売活動、すなわち本業の利益をあらわすものであり、経営の活動の成果をより直接的に反映する指標であり、指標として明確であり、モチベーション効果をもたらすものと考え、指標として選択しております。

・配当金を無配とする場合には、業績連動報酬は支給しない。

・業績連動報酬の総額の上限は35百万円とする。

・各取締役への支給額は、次の算定方式によって計算する。(円未満切捨て)

各取締役への支給額 = 業績連動報酬の総額 ÷ 配分ポイント合計 × 1人当たり配分ポイント

(取締役の役位別配分ポイント)

役位	a.1人当たり配分ポイント	b.人数	配分ポイント(a×b)
社長	5	1	5
役付取締役	3	-	-
取締役	2	2	4
配分ポイント合計			9

(注)上記は、提出日現在における対象取締役の数および役位で計算しています。

・取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

2017年6月28日開催の第87期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の取締役の報酬等とは別枠として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額60百万円以内といたします。

ただし、当該報酬額は、原則として3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して支給する予定であるため、実質的には1事業年度20百万円以内に相当すると考えております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、総務担当部署が担当となり、取締役会の開催案内、会議資料などの事前配布、議事録の回付等を社内システム、電子メール等を活用して行っております。

また、社外監査役については、常勤監査役が窓口となり、取締役会や監査役会の開催案内、会議資料などの事前配布、議事録の回付等を社内システム、電子メール等を活用して行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役会は、現在取締役4名で構成しております。4名のうち、社外取締役は1名であります。原則として毎月1回開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営の基本方針、経営に関する重要事項を決定すると共に、業績の推移についても議論し、対策等を検討する業務執行の状況を監督しております。2019年3月期の取締役会は、21回開催され、取締役及び監査役全員の出席率は100%となっております。

2. 監査役会

当社の監査役会は、現在監査役3名で構成しております。3名のうち、社外監査役は2名であります。原則として毎月1回開催し、取締役会に出席するほか、必要に応じ取締役から経営に関する重要事項の報告を受けております。また、業務・財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行上の妥当性・適法性・効率性等を広く検証し、監査を行っております。2019年3月期の監査役会は、13回開催され、監査役全員の出席率は100%となっております。

3. 経営会議

当社の経営会議は、社長、執行役員及び監査役により構成されております。経営会議は、経営基本方針に則り、具体的な業務執行に関する、制度・事業課題等の討議、重要業務・課題の進捗状況・対応状況の確認、組織間の情報交換を行っております。

4. 法務コンプライアンス室

社員に対するコンプライアンス教育を実施し、法令遵守意識を醸成し、守るべきルールを周知徹底させることを中心に、法務業務に対応する組織として、法務・コンプライアンス室を設置し対応を図っております。

5. 内部統制室

会社における種々のリスク発生を未然に防止する内部統制システムの統括部門として、代表取締役社長直轄の内部統制室を設置し、監査役との連携により内部監査の強化を図っております。

6. 社外役員との責任限定契約

社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主の皆様より提供された資本を、安全に正確かつ有効に活用し、公正な収益を生みだし、その企業利益を「株主の皆様」「お客様」「従業員」へ配分すること、つまり、企業のさまざまな利害関係者に共通の企業利益を極大化することを経営の使命と考え、企業価値・株主価値の増大を目指しております。

経営資源を有効活用して継続かつ安定的な事業運営を実現する観点では、取締役が重要な業務執行に関与することが望ましいと考えており、経営の健全性・効率性の確保の観点では業務執行者への監視を、監査役会および内部統制室が行なう体制が望ましいと考えていることから、取締役会と監査役会および内部統制室によるコーポレート・ガバナンス体制を採用し、経営の監督・監査の強化を目的として社外取締役・社外監査役を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知(事業報告を含む)は、開催日の3週間以上前に当社ウェブサイト及びTDNetによる開示を通じて各上場証券取引所に掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回 本決算と第2四半期 にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 経営企画部 経営企画課 山崎友裕	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を通して、全社で活動をしている。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	事業・財務の状況と成果の適時かつ適正な開示を実践しております。
その他	<p>働き方改革の推進</p> <p>当社は、多様な人材の活躍を引き出す為の働き方改革を積極的に行っております。オフィス環境は、ワンフロアに全部門を集めるOneOfficeとし、すべての席がフリーアドレスとなっており、普段話さない人とのコミュニケーションが増え、お互いの理解度が深まり、業務がスムーズに進行できるものと考えております。</p> <p>また、従業員は簡単な手続きでテレワークでの業務や、サテライトオフィスでの業務が可能となっております。</p> <p>ボランティアについても、ボランティア休暇だけでなく、ボランティアを業務として行うことも規程化しており、従業員の自主的な社会貢献の推進、従業員の知見の広がりを期待しすすめております。これまで、福祉作業所でのサポート、被災地へのボランティアなど実績があがっております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・当社および子会社(以下「当社グループ」という)の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、コーポレートガバナンスの当社理念を規範に、法令および定款または社会倫理を遵守し、社会とステークホルダーに対して誠実な対応と透明性のある経営に努めております。
2. 取締役会は、取締役会付議事項に基づき会社の業務執行を決定し、取締役は、法令および定款に基づき業務執行しております。
3. 社長、執行役員および監査役により構成された経営会議において、グループ各社に対するガバナンスとモニタリング体制を強化しております。
4. 当社及び当社グループは、法務担当部署を中心に社員に対する法令遵守教育を実施し、法令遵守意識を醸成し、守るべきルールを周知徹底しております。
5. 当社グループにおいて、コンプライアンス上、取締役の行為も含め社内の疑義ある行為について、職制組織を通さずに外部委託された社内通報窓口を設置し、匿名性を保ち通報を監査役に届けております。
6. 当社は、市民社会に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力とは一切関係を持たず不当な要求には応じない旨を、「コンプライアンスマニュアル」の中で定めております。全社員を対象とするコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底と浸透を図っております。

・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)のうち「会社法の一部を改正する法律」(平成26年度法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は21回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が21回出席致しました。その他、監査役会は13回開催致しました。
2. 社長、執行役員および監査役により構成された経営会議において、グループ各社に対するガバナンスとモニタリング体制を強化しております。
3. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、会計監査人、内部統制担当部署と意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
4. 内部統制担当部門は、内部統制活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、経営管理担当部署が総括管理し、文書管理関連の規程類を整備のうえ、情報の保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で、定められた期限まで保管しております。

・当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループの経営管理担当取締役をリスク管理担当取締役とし、経営管理担当部署および内部統制担当部署が当社グループのリスク管理状況をモニタリングしております。
2. 当社グループで想定される事業上のリスクを認識・分類・評価して、これを当社グループ内で共有し、そのうち重大な潜在リスクまたは新たに生じた重大なリスクは、これを開示しております。
3. リスク管理基本規程に基づき、想定されるリスクの種類と重要度に応じて、種別または業務別のリスク管理マニュアル等の規程類を整備し損失危険の防止を図っております。

・当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社グループの取締役会の決定に基づく取締役の職務執行については、組織関連の規程類、職務分掌規程、職務権限規程および海外拠点規程により効率的執行を図っております。
2. 年度事業計画に基づく経営目標を明確に設定し、その達成について、IT技術を活用した管理会計導入などにより合理的評価を実施しております。
3. 社長、執行役員および監査役により構成された経営会議において、定期的かつ適宜に各本部より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を効率的に実施させております。

・当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループの使用人が法令・定款・社内諸規則を遵守し、社会倫理を尊重すべくコンプライアンスマニュアルを定めており、機会がある毎に啓蒙のうえ復讐した教育・指導を図っております。
2. 各部署の責任者が前項コンプライアンスマニュアルの徹底または推進の責任者となり、内部統制担当部署はその徹底状況をモニタリングしております。
3. 当社グループにおいて、コンプライアンス上、疑義ある行為その他について、職制組織を通さずに外部委託された社内通報窓口を設置し、匿名性を保ち通報を監査役に届けております。

・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループの内部統制については、各社の経営管理担当部署と共に内部統制担当部署が共同して担当しております。
2. 経営管理担当部署および内部統制担当部署は共同して、グループ管理規程に基づき、子会社各社の自主性を尊重しつつ、各子会社を所管する各拠点長と連携のうえ、グループ各社における内部統制体制の構築および実効性を高めるための諸施策を指導・支援しております。
3. 当社の内部監査担当部署は、子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しております。

・監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役の事務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。
2. 監査役が必要とした場合、監査役の監査職務を補助する使用人を配置いたします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上でを行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。
3. 監査役の監査職務を補助する使用人は、監査役の指示に従わなければならないことを理解しております。

・当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 当社グループの取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部統制の実施状況、内部通報ならびに問い合わせのうちコンプライアンスに係わる事項を速やかに報告いたします。
2. 当社グループの取締役および使用人は、監査役から報告を求められたときは、速やかにかつ積極的に報告いたします。

3. 監査役会への報告をした者が、当該報告したことを理由に処遇等で不利益な取り扱いを受けることはありません。

・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役社長と監査役とは、直接またはSNS、メールによる情報交換を行っております。
2. 監査役は、会計監査人、内部統制担当部署と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。
3. 監査役は、監査役の職務の執行に必要な費用は、前払いを含めて会社へ請求することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令および社会的に公正と認められるルールを尊重し遵守することを行動規範とし、反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応をとることを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入を促進するとともに、対応統括部署を法務・コンプライアンス室として定め、社内体制の整備強化を図るとともに、顧問弁護士や警察および外部専門機関と連携して情報収集を行うとともに、研修の実施等により、職場における周知徹底を図ることで、必要に応じて迅速な行動をとることのできる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

・当社は、投資者の適切な判断を損なわぬよう、重要事項や発生事実等の情報の正確性と公平性を確保し、適時にこれを開示することを旨として、経営管理担当部署及び経営企画担当部署による開示体制を整備し運用しております。

情報開示は、取引所規則に定める適時開示が必要となる場合は、取引所への事前説明後、取引所の提供するTDnetに公開するとともに、当社ホームページにも遅滞なく公開いたしております。

(1)重要事実及び決算情報

取締役会で決議された重要な事実及び決算に関する情報は、取締役会の決議の後、速やかに開示しております。

(2)発生事実

発生または発生が見込まれる重要な事実については、所管部がこれを確認し、経営管理担当部署に発生した重要事実の内容を報告し、重要事実の開示要否を経営管理担当取締役が判断いたしております。

必要な場合は、経営管理担当取締役が代表取締役社長に報告し、判断を仰いでおります。

また、取締役会への報告、決議が必要な場合は、取締役会にて協議の上、開示時期も含めて決定します。

開示が必要な場合は、経営管理担当部署及び経営企画担当部署が、正確を期して速やかに開示しております。

